

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4(注) 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	(注) 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局を除く。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1(注1) 2 3 4 5 6 7 16(注2) 18(注3) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 17の欄に変更がある場合に限る。 (注3) 19の欄から22の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 14 15 21	

2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載し、第15条の2の2第2項(同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。)の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する口にレ印を付けること。

4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。

(2) 再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6箇月間における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること(第16条の2第1項第6号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。)

(3) 実験試験局(特定実験試験局を含む。以下この注において同じ。)又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

- (4) 電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局を除く。以下この注において同じ。)の無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局又は2以上の陸上移動中継局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。
- (5) 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、(4)の規定にかかわらず、将来の業務計画等として、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、(2)の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は2以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。
- (6) 法第27条の20に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局にあつては、使用周波数の移行計画(利用状況調査(法第26条の2第1項に規定する利用状況調査をいう。)時に報告したものをいう。)の進捗状況(以下単に「進捗状況」という。)を記載すること。ただし、2以上のこれらの無線局を一体として一の使用周波数の移行計画による移行を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外のものについては、その旨を記載して、進捗状況の記載を省略することができる。
- 6 5の欄は、次によること。
- (1) 法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- (2) 申請者が個人であつて、法第5条第2項各号のいずれにも該当しない無線局に係る申請を行う場合は、□にレ印を付けて、申請者が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。
- 7 6の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

- 9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び第15条第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。
- 10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定をする時は、「H28.12.21」のように記載すること。
- 11 10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局及び第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定をするときは、注10に準じて記載すること。
- 12 11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。
- 13 12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。
- 14 13の欄は、次によること。
- (1) 「何所属何固定局」、「免許人所属何固定局」のように記載すること。
 - (2) 個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」、「免許人所属の受信設備」のように包括的に記載すること。
 - (3) 気象援助局（設備規則第54条の2の2に規定する条件に適合する無線局に限る。）については、申請に係る無線局の通信の相手方である受信設備の設置場所が常時一の陸上の場所である場合は、通信の相手方に「(固定観測)」を付記すること。
 - (4) 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「何系衛星」のように記載することができる。
- 15 14の欄は、次の区分に従い、記載すること。
- (1) 免許の申請の場合
希望する識別信号
 - (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）
- 16 15の欄は、次によること。
- (1) 電波の型式は、次によること。
 - ア 多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。
 - イ 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が

音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。

ウ 占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。

(ア) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

(イ) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記 載 方 法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1K00～999K
1.00MHz～999MHz	1M00～999M
1.00GHz～999GHz	1G00～999G

(2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。また、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局であつて特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHzまで何kHz間隔何波」又は「何MHzから何MHzまで」のように記載することができる。

(3) 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。なお、特定実験試験局については、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を併せて記載すること。

17 16及び18の欄は、14の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称)を記載すること。

18 17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(1) 移動しない無線局の場合(PHSの基地局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局の場合を除く。)

ア 設置場所の□にレ印を付けること。

イ 送信所、受信所、通信所等無線設備の無線設備で設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

ウ 無給電中継装置については、当該装置を使用するいずれかの無線局に属するものとしてその設置場所を記載すること。

(2) PHSの基地局の場合

設置場所の□にレ印を付け、無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何ビル屋上」、「何県何市何町〇—〇—〇公衆電話ボックス上」のように記載すること。

(3) フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合

設置場所の□にレ印を付け、無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。

(4) 移動する無線局の場合

ア 常置場所の□にレ印を付けること。

イ 無線設備の常置場所（船舶又は航空機を設置場所とするもの及びVSAT地球局を除く。）を(1)イに準じて記載すること。

ウ 船舶又は航空機を設置場所とするものにあつては、船舶又は航空機名の欄に船舶の場合はその名称（フリガナを付けること。）、航空機の場合はその国籍記号及び登録記号を記載すること。船舶又は航空機を常置場所とするものにあつては、主たる停泊港又は定置場の欄にその名称を記載すること。

エ VSAT地球局にあつては、その無線設備の常置場所及びVSAT制御地球局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。

19 19の欄は、移動する無線局に限り、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、備考の欄に「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「〇〇総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

20 20の欄は、船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局に限り記載することとし、船舶又は航空機の別を該当する□にレ印を付け、当該船舶又は航空機の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

21 21の欄は、法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載することとし、（別紙）の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他これらに準ずる議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

区 分	株式数(株)／議決権の数(個)	比率(%) (F)
-----	-----------------	-----------

発行済株式の総数(A)		
議決権の総数(B)		
日本の国籍を有する者(C)		
日本法人(D)		
外国法人等(E)		

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。)の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。

(注4) (C)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注5) (D)の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体(国又は地方公共団体を含む。)を記載すること。

(注6) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注7) (F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注8) (F)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

ア 代表者

フリガナ	住所	役名	日本の国籍の有無	備考
氏名			□有 □無	

(注1) 法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注3) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

イ 役員

役員の総数	名(A) (代表者	名、その他役員	名)
役員の総数のうち、日本の国籍を有しない者の人数	名(B)		
外国人等役員比率	$\%((B)/(A))$		

(注1) 外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注2) 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

22 22の欄は、次によること。

- (1) 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。
- (2) 船舶又は航空機を無線設備の設置場所とする無線局の場合で、検査を受ける希望地がある場合はその地名を記載すること。
- (3) 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなつている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。
- (4) 特定実験試験局であつて、その局を開設しようとする地域及び周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する他の特定実験試験局が開設されており、その既設の特定実験試験局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある場合は、無線局根本基準第6条第2項の調整が図られている旨を調整相手方の氏名又は名称とともに記載すること。
- (5) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
- (6) 法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等(特定小電力無線局にあつては、所有者又は占有者)との間における当該終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。

ア 当該特定基地局と所轄総合通信局長(施行規則第51条の15第2項に規定する所轄総合通信局長をいう。)を同じくする設備規則第3条第5号に規定するMCA陸上移動通信及び同条第6号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局

イ 当該特定基地局の通信区域(当該特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域をいい、包括免許に係る特定無線局にあつては、当該包括免許に係る特定無線局の無線設備を設置しようとする区域をいう。

エにおいて同じ。)に係る都道府県内を常置場所とする構内無線局

ウ 簡易無線局

エ 当該終了促進措置に係る協議の申入れがあつた施行規則第6条第4項第2号に規定する特定小電力無線局(特定基地局の通信区域に係る都道府県内で運用しているものに限る。)

オ 放送番組の素材を中継する無線局

カ 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令(平成24年総務省令第59号)第1条による改正前の設備規則第49条の16及び第49条の16の2に規定する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局

- (7) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。
- (8) 海岸局にあつては、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲、電気通信業務の通信に使用することを希望する電波の型式及び周波数並びに電気通信業務の取扱時間を併せて記載すること。
- (9) エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、「エリア放送の業務区域は別添のとおり。」と記載し、エリア放送の業務区域を記載した地図を添付すること。また、地上基幹放送(中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。)の受信を目的とする受信設備に混信又は障害を与えないことが確認できる書類並びに特定ラジオマイク(設備規則第49条の16に規定する特定ラジオマイクをいう。)及びデジタル特定ラジオマイク(設備規則第49条の16の2に規定するデジタル特定ラジオマイクをいう。)との混信防止のための運用調整に関する資料を添付すること。
- (10) 無線局根本基準第3条第2号の2に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあつては、同号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。
- (11) ローカル5G(設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。)の無線局であり、地域社会の諸課題の解決に寄与するものにあつては、受けようとする免許の対象区域における地域社会の諸課題の解決に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。
- (12) 無線局根本基準第3条第2号の2に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及びローカル5Gの無線局にあつては、次のうち該当する項目を記載し、それを確認できる資料を添付すること。
- ア 無線通信業務を行おうとする場所の所有権等を有する者が開設する無線局
- イ 無線通信業務を行おうとする場所の所有権等を有する者からの依頼により開設する無線局
- ウ その他通信の相手方が停止して運用する無線局
- (13) ローカル5Gの無線局及び設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、サプライチェーン

リスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策の有無を記載すること。その際、当該無線局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の概要を記した資料を添付すること。

(14) 5G基地局（設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(14)において同じ。）にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における5G基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

(15) ローカル5Gの無線局にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。

（記載例）

「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」

(16) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

23 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

24 無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

25 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。